空き家の

図表] 特例を適用した場合の譲渡所得の計算

譲渡所得 = 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除 (3000万円)

[事例]

相続した空き家を取り壊し、土地を3600万円で譲渡した場合 (取得費は不明で、譲渡費用は420万円)

		譲渡所得	0 万円	⇒譲渡所得による課税ゼロ
特別	別控除		△3000万円	
		特別控除前譲渡所得	3000万円	×20.315≒610万円
譲	渡費用	建物解体費等	△420万円	
取	得費	不明(譲渡価額の5%)	△180万円	
譲	渡価額		3600万円	

3000万円の特別控除がなければ、税率が20.315%で、およそ610万円の 税金の負担が生じますが、特別控除を差し引くと税金はゼロになります。

■図表 2 特別控除の適用期限と要件

◆適用期限

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで かつ

平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡

相続発生日		特例の適用期限
1	平成25年1月1日以前	適用なし
2	平成25年1月2日~平成26年1月1日	平成28年12月31日
3	平成26年1月2日~平成27年1月1日	平成29年12月31日
4	平成27年1月2日~平成28年1月1日	平成30年12月31日
5	平成28年1月2日以降	平成31年12月31日

◆要件(家屋およびその敷地)

被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋※「又は取り壊し後 の土地を譲渡

※ 1 当該家屋に耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む

要件					
1	相続する前、被相続人(亡くなった人)が1人で住んでいた居住用家屋 (相続開始により、空き家となった家屋、区分所有建物は除く)				
2	昭和56年5月31日以前に建築された家屋 (旧耐震基準で建てられた家屋)				
3	相続の時から譲渡の時まで、居住・貸付・事業に使われていないこと (家屋および敷地とも)				
4	家屋を譲渡する場合は、譲渡するまでに現行の耐震基準に適合するように リフォームが必要				
(5)	譲渡価額が 1 億円以下				

更地で譲渡することになるでしょう。 空き家を解体すると住宅用地とみなされ 土地の固定資産税が一気に跳ね上が りま なく

事業に使われていないことの確認書)を交付し

(相続の時から譲渡の時まで居住・貸付・

てもらう必要があります。

特別控除の特例の対象は昭和56年5月31日以

所在地の市区町村から被相続人居住用家屋等確

確定申告時に必要な添付書類として、

不動産

を譲渡することになります

前に建てられた家屋ですから、 して譲渡するケースは稀で、 家屋を取り壊して 耐震リフォ

在で判定されるので、 住宅用地であるかどう 空き家を解体し更地で引 かは、 Ĥ

き渡すことを条件に売り出 つかってから解体する方が安心です

すのでご検討ください 国や自治体の補助金を利用できる場合がありま

れることになった。制度の概要を具体的に解説する 一定の条

件を満たせば「3000万円の特別控除」が適用さ

相続した空き家を譲渡する場合でも、

家に係る譲渡所得の特例」が創設された。

これによ

空き家の増加が社会問題となりつつある中、「空き

3 0

中田 和重 公認会計士・税理士

敷地を譲渡した場合の例です。

特別控除前の譲

通常は

約

渡所得に20・315%の税率(所有期間5年超

から取得費と譲渡費用を控除して算出され、

不動産を譲渡する際の譲渡所得は、

譲渡価

譲

の場合)を掛けて所得税等が課税されます。

図表1は、空き家を取り壊し3600万円で

別控除が適用される場合には、 今回創設された特例により30

図 表 1

0 0

方円の: のケー

ス特

610万円の税金がかかります。

渡所得が3000万円となっており、

では税金がゼロとなります。

【Q3】適用の期限と要件は?

です (図表2)。 日により適用期限が異なりますから注意が必要 平成31年12月31日となっていますが、 特別控除の適用期限は平成28年 相続発生 1 日 か

年1月1日の場合には、 んから対応を急ぐ必要があります。 に譲渡をしなければ特別控除の適用ができませ 相続発生日が、 平成25年1月2日から平成26 平成28年12月31日まで

家屋を耐震改修して譲渡するか、 特例を適用するには、相続した旧耐震基準 解体して更地

総住宅数は6063万戸、うち空き家は820

用地特例の見直しが行われ、

平成27年度税制改正では、

固定資産税の住宅 倒壊等の著しく危

が社会問題となっています。

般住宅用地)に減免されるため、

空き家の増加

総務省の調査では、平成25年10月1日現在の

る場合でも、一定の条件を満たす場合には、

住宅用地)、 が 6 分の 1

または3分の1(200㎡超の

000万円の特別控除が適用されます。

【Q1】なぜ創設されたか?

平成28年4月からは、相続した空き家を譲渡す

0万円の特別控除」は適用されませんでした。 していた家屋の譲渡にしか「譲渡所得の300

地と同様に空き家の住宅用地でも、 は売却用の住宅が占めています。

(1戸につき20

0 ㎡以下の小規模

所得の特例」が創設されました。

ています。

空き家の過半数の4

60万戸は、

賃貸用また

一般の住宅用 固定資産税

万戸で、空き家率は過去最高の13・5%となっ

平成28年度税制改正で、「空き家に係る譲渡

従来は、譲渡する人が生活の拠点として利用

あるので留意が必要です。 さらに、空き家の解体や耐震リフォ ただし特例の適用期限までに譲渡する必要が しをして、 ムに、

HISHO

険な状態の特定空家等とみなされると固定資産

税が最大6倍となる改正がなされましたが、

制するために「空き家に係る譲渡所得の特例」 回は譲渡所得税の減税により空き家の増加を抑

が創設されました。

【Q2】どのように変わったか?